

官民競争入札等監理委員会
第131回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第131回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年 4 月22日（火） 15:30～17:12

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）について

- サービス産業動向調査
- 電子政府利用支援センターの運用等業務
- （独）国立科学博物館業務システムにかかるサーバ機器等賃貸借・保守および運用支援業務
- （独）国際交流基金JF-NET運用管理支援等業務
- 国民年金保険料収納事業
- 放射性廃棄物重要基礎技術研究調査

3. 事業の評価（案）について

- 国営公園運営維持管理業務（国営武蔵丘陵森林公園、国営昭和記念公園、国営飛鳥歴史公園、国営吉野ヶ里歴史公園、国営沖縄記念公園）

4. 国民年金保険料収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置について

5. 「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」等の改定案について【非公開】

6. 市場化テスト導入に伴う人員削減等の調査結果について【非公開】

7. 「公共サービス改革基本方針（素案）」について【非公開】

8. 閉会

○樫谷委員長 それでは、定刻となりましたので、第131回官民競争入札等監理委員会を始めたいと思います。

最初に、事務局で人事異動がございましたので、4月1日付で後藤参事官の後任として新田参事官が着任されておりますので、新田参事官から御挨拶をお願いしたいと思います。

○新田参事官 新田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○樫谷委員長 本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題5から議題7については、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思いますが、本件については、これまで入札監理小委員会で御審議を賜りました。「サービス産業動向調査」、「電子政府利用支援センターの運用等業務」、「独立行政法人国立科学博物館業務システムにかかるサーバ機器等賃貸借・保守及び運用支援業務」、及び、「独立行政法人国際交流基金JF-NET運用管理支援業務」の4件について、石堂主査から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石堂委員 それでは、私から報告させていただきます。

まず、「サービス産業動向調査」ですけれども、事業の中身については、2枚目にあります「参考資料」にあるとおり、あらゆるサービス産業について、雇用の状況とか生産量とかについて調査をするというものでございまして、3月に、前回の契約について評価の審議いただいておりますので、内容については御承知おきのところかなと思います。

1ページ戻っていただきまして、資料1-1に基づいて、今回の小委員会での審議結果の報告という形をとらせていただきたいと思います。

まず、前回の事業評価を踏まえた対応で、前回、回収率が掲げた目標を達成できなかったという事実がございまして、これについて、実績も踏まえて適正な目標値を検討し、設定することが必要だろうという指摘がございました。その対応としては、その下に【対応】の①にありますように、「今期事業の実績や調査の見直しによる結果精度の向上を踏まえ、目標回収率を適正な水準に引き下げた」ということでございます。前回は初回の契約でございまして、期待値がちょっと高過ぎたのかなということで、若干調整をさせていただきました。ただ、その中で、月次調査の速報値がその後の動向を占うという意味で非常に関心の高いもののようにございますので、その重要性から、この部分については回収率を実績よりもやや高めにしております。また、それを達成できるように、回収の督促等に取り組んでということとさせていただきます。

【論点】の②ですけれども、前回1者応札であったということで、次期事業について、競争性の確保のため、複数応札が実現するように努めようということでございます。これに対する対応としては、今申し上げたような、若干の目標率の見直しとかの情報を広く周知することと、それから、共同事業体による入札参加を新たに取り入れるということと、説明会等においてさらに周知徹底していこうということになっております。

2番目の落札者決定に当たっての評価は、いわゆる技術点と価格点が2：1の比率になっておりまして、技術点の部分が「相対評価」ということで、提案内容の技術の差がわずかであるにもかかわらず、価格点を挽回しづらいほどの差がつくおそれはないかということで問題提起させていただきました。ただ、総務省としては、7段階というかなり細かい段階を設けており、前回の評価に当たっても特段問題はなかったということで、これからもきめ細かく運用していくということで、そのままで行こうという結論になっております。小委員会としては、注意喚起はさせていただいたということで、より適切な運用がなされるものと理解しているところでございます。

次にパブリックコメントですけれども、3件の意見が寄せられましたけれども、実施要項（案）の修正に至る意見等は特段なかったということでございます。

「サービス産業動向調査」については、以上でございます。

2番目に「電子政府利用支援センターの運用等」ですが、いわゆるe-Govと言われているシステムに関するものでございまして、これも資料の2枚目にその概要図がございまして、左側のところに細かく書いてあるのですが、御注目いただきたいのは、右側の上段にございまして「前回調達内容からの主な変更点」という部分でありまして、現契約では、設計開発から、ヘルプデスクシステム運用、また、問合せ対応という全部を1契約としてやっていたのでありますけれども、これらを全部網羅する業者さんがどれだけいるかということもございまして、今回は、競争性を確保するために3つに分けて、ここでは問合せ対応オペレータ関係の業務のみの内容になっております。ちなみに、このセンターで扱う問合せの主な内容が左側の下、ピンクの3段書きになっておりまして、利用方法、自分が届出申請をしたものについての進捗状況といった問合せが多いということでございました。

小委員会でのやりとりについては、資料2-1に戻っていただきまして、こちらをご覧くださいと思います。

まず、確保されるべき対象業務の質に関するものでありまして、1番目に、問合せがあっただけからいつまでに答えるかということが「電話問い合わせ」についてのみ表示されておりましたが、過去の問合せ対応件数を見てまいりますと、メールでの問合せも相当存在しているということで、メールについても考えるべきではないかということになりました。

【対応】1)にありますように、「メール平均回答時間」を追加するということであります。ただ、電話と違って、メールは、着信してからそれを開くまでのタイムロスがありまして、電話とは違って、なかなか難しい面もあるなという中で、今回は、着信してから24時間以内に対応することを原則としていこうということになっております。

それから、論点の2ですけれども、「苦情発生件数」の考え方について、直接業務に起因するものに限るべきではないかと。これは、実際に御利用なさるお客様が非常に機嫌が悪かったりすると、本件に全然関係のない苦情をいただいでしまうこともあるようでございまして、これに対しては、【対応】2)にありますように、回答する側に不誠実な対応であったとか、あるいは、問合せ内容の聴取誤りがあったとかいうものについて、苦情発

生と捉えていこうというふう限定したということでございます。

それから、論点3は、「苦情発生件数」が1か月当たり5件未満は厳し過ぎないかという議論がありました。これは、問合せ件数が月によって非常に変動がございまして、2,000件くらいから8,000件くらいまでございます。8,000件ということを考えて、そのうち5件の苦情発生はちょっと厳し過ぎるような感じがします。これは本当に直感的なものですけれども、それで、【対応】3)にありますように、今回は「15件未満」ということに改定させていただきました。

それから、入札参加資格については、共同事業者での参加を認めるべきではないかと。これを認めるように変更をしております。

もう一つは、マネージャーの資格要件として、「行政分野又は公共サービス分野」における「問合せ対応の引継ぎ先が15か所以上」という要件を設けておりましたが、このe-Govはそれに該当するのですけれども、「行政分野又は公共サービス分野」において「引継ぎ先が15か所以上」というのがそうたくさんはないのではないかという議論になり、やはりそうたくさんはないということから、裏面にありますように、「行政分野・公共サービス分野」に限定しないために「等」をつけて民間におけるものでも経験があればいいということにし、なおかつ、「引継ぎ先が15」という数字はやめて、「複数に及ぶ」ということで、ここはかなり条件を緩和したことになります。

それから、「3番目の従来下請けとなる事業者の入札参加を促す措置について」はちょっとわかりづらい表現ですが、今までは、再委託率について特段の制限を全く設けておりませんでした。考えましたのは、かなり大きな規模で下請けをしている業者があるとすれば、そこが、自分が主体となって応札してくるという可能性を開きたいというのがその本旨でございました。ただ一方では、再委託率を余り下げてしまいますと、下請け先の目論見がしっかりあって参加しようとする業者が、逆に参加できなくなることも考えなければならぬということで、数字的にはかなり高く見えますけれども、再委託率の上限を8割としてみようということにいたしました。

それから、4番目に従来の実施状況に関する情報の開示の関係ですけれども、今回は、先ほど申し上げましたように、3つあった業務のうち1つに限定してしまうものですから、過去の3つ一緒だったときの数字を幾ら並べても参考にならないということなのですが、その一方では、請負契約ですので業者さんに何にどれだけかかったか細かく出してくれと言うわけにもいかない。最終的には、問合せ対応は大体このくらいのボリュームであろうということ推定した比率をこれまでの実績に乗ずるような形で、大体の規模感を出していこうということで、そういった数字を表示することに変更しております。

次の5番目の「閲覧対象資料一覧について」ですけれども、これは過去の問合せの事例等について、件数表示であったわけですが、実際にはどんな問い合わせ事例があるか、また、答え方がどんなものであるかについても、情報を開示すべきであろうということで、これまでの問合せ内容の一部について運用報告書等で確認可能とすることを明記し

て、問合せがあれば応じることにしました。

最後にパブリックコメントは、22件寄せられたうち2件について、字句等の修正を行いましたけれども、実施要項（案）の要素的な変更を行うには至っておりません。

電子政府利用関係については、以上でございます。

次、3件目の「国立科学博物館業務システムにかかるサーバ機器等賃貸借・保守及び運用支援業務」でございます。

この業務の中身については、2枚目にあります参考資料をご覧くださいと思いますが、非常に細かい表示になっておりますが、左側の「調達の範囲」にありますように、サーバ機器等の賃貸借およびソフトウェアの調達、そして、それを巡る運用業務で、年間トータルで6,000万円くらいの内容でございます。今回は、国立科学博物館さんから、下のほうにありますように、都道府県立博物館での運用管理実績を参加要件とすることについては、これを削除しましたという、そういう内容の実施要項（案）として、小委員会の審議に入っております。

審議の内容については、資料3-1をご覧くださいと思います。

まず、質の関係で、アンケート回収率に関する事項で、アンケート回収率を80%を義務づけるという条項がありますが、これは実はアンケートを提出するのは博物館の職員でございます。職員がなかなかアンケートを書いてくれないときに、その責任を業者に負わせるのはいかななものかということで、80%という数字は変えませんが、国立科学博物館がアンケートの回収に協力していくという旨を追記していくことといたしました。

それから、2番目に、システム要件に関する事項で、こちらはちょっと専門的な中身ですけれども、データベース、アプリケーション等を移行する仕様をきちんと開示していくべきではないかという議論がございまして、これは機密保持の約束を取りつけた上で、必要なものは提供していくというふうに変更をさせていただきました。

それから、3番目に、従来の実施状況に関する情報の開示は、文言の統一を図ったといった内容でございます。

裏面ですけれども、既存情報の移行に関する事項で、これは他件名でも見られるところですが、既存の業者から新規に業者が変わるときに、その引継ぎが十分に行われるように保証する必要があるということで、本件についても、発注側の国立科学博物館が、受注者と現行の請負業者の仲介を行って、きちんとした引継ぎが行われるように変更を加えたということでございます。

パブリックコメントの関係ですけれども、13件の意見があつて、4件修正を行いました。主な修正としては2件ございまして、1つは、こういう機能の機器を備えてくださいという表記がたくさん出てくるわけですが、その中に、特定メーカーの特定機器になってしまうような表記が見られるということで、それはそれなりの機能があればいいはずなので、機種の特定にならないように記述を変えたという部分です。

それから、もう一つは「参入業者を広く求めるための修正」で、小委員会ではそこまで

議論が及ばなかったのですけれども、障害が発生してから1時間以内に復旧作業にかかるという要件がありました。これに対してパブリックコメントとして、1時間はいかにもきついで、2時間くらいにしていだけないかというのがございまして、それを採用して、実施要項（案）を修正をさせていただいたということでございます。

国立科学博物館のシステム関係は、以上でございます。

最後に、「国際交流基金JF-NET運用管理支援等業務」でございます。こちらの業務概要は、2枚目の参考資料にございまして。国際交流基金は東京を初め埼玉、大阪等に拠点がある、その間を結んでいるシステムで、ユーザ数が600人です。こちらは、経費の規模としては、年間1,800万円ほどで、余り大きなものではございません。これは、今回初めての案件でございまして、その中段にありますように、「民間競争入札の実施に際し、契約内容を見直した事項」として、1つには、ユーザ利用満足度調査を導入したこと。また、もう1つは、実際に外注予定部分の一部、ちょっと難しい部分を対象外とすることで、その右にもありますように、常駐要員に求めるスキルの範囲についても若干低減した、要するに、ハードルをちょっと下げたという形の実施要項（案）となっております。

小委員会での議論としては、資料4-1にございますが、まず、業務の質に関する事項で、実は、国際交流基金が、「サービスデスクへの再照会比率」を質として挙げてまいりました。これはほかの事例があったということで採用したようではございますけれども、小委員会の議論では、再照会であるのか、それとも初めての照会であるのかということが、どうやって確認できるのだろうという議論になりました。照会を受けて、回答をして、すぐまた来ればわかるでしょうけれども、半日、1日たってから来た場合、それが前の再照会であることを確認できないのではないかということになりまして、これは指標としては余り好ましくないということで、取り下げることにしました。

それから、従来の実施状況に関する情報の開示で、過去の作業人日数が多い・少ないが非常に変動があったのですけれども、それが実は大いに減ったところは、大震災の関係で業務に就けなかったというような事情がわかりまして、そういう注記を入れないと、数字の動きの意味がわからないですねということで、注記事項の欄に要因をきちんと書くようにという変更を加えました。

パブリックコメントについては、提出が特になかったということでございます。

なお、本件については、小委員会の審議終了後、4月1日に国際交流基金が組織改正を行ったということで、それに関する担当部署とか組織図の変更を加えた内容となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

まとめて御審議いただくために、次の「国民年金保険料収納事業」及び「放射性廃棄物重要基礎技術研究調査」の2件について、尾花主査から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○尾花委員 「国民年金保険料収納事業」については、資料5-1の結果報告をご覧ください。

この事業は、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成24年10月から26年9月までの2年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされており、平成26年10月からは、次期事業を実施する予定となっております。この次期事業について、その実施要項（案）を2月26日の小委員会において審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、「1. 評価を踏まえた見直しについて」の項をご覧ください。事業評価を踏まえて、適正な見直しがされているのかを検証いたしました。大きな論点としては、1. の①から③までの3点です。

①としては、事業者が不正な報告をする事例もあったことに鑑み、達成目標や最低水準の設定が適切な水準であるかの点から、実施要項（案）を検証いたしました。その結果、年金機構の御説明によりますと、直近の納付率等を踏まえて、妥当な目標の設定がされていることを確認することができました。

②としては、納付督促の強化に当たっては、戸別訪問員の確保のあり方。戸別に訪問して督促をする方ですが、その方の確保のあり方を検証する必要があるのではという指摘がございましたことから、この点から実施要項（案）を検討いたしました。今回の実施要項（案）では、戸別訪問員の育成・指導を担当する訪問リーダーという新たな役割のリーダーの設置が要求されており、さらには、年金機構が「業務ガイドライン」を作成して、これに基づいて事業者には「業務マニュアル」等を作成していただき、業務従事者を育成することを要求する内容となっており、戸別訪問員の確保の方法として、妥当な新たな工夫がされているものと確認いたしました。

③としては、事業者による不適正な処理が発生した場合に、早期に発見できる体制、事前に抑止する体制の導入を検討すべきとの指摘があったことから、これに沿った実施要項（案）の内容になっているかを検討いたしました。

今回の実施要項（案）では、従来から、総括責任者及び地域責任者という方はいらっしゃったのですが、どういう役割をすべきかということを明確に規定することにされ、責任が明確化されております。さらに、事故防止と品質管理・向上を担当する品質管理責任者の配置も新たに定められております。小委員会では、品質管理責任者に不正防止の役割をより効果的に果たしてもらうためには、独立性の確保が重要であるとの観点から特に審議がされて、資料5-2の実施要項（案）の12ページの真ん中ぐらいをご覧くださいと助かるのですが、(i) (ii)において、品質管理責任者は、指揮命令系統上、上位の部署であること、及び、受託業務を実施している部署以外の部署であることを明示するように修正していただきました。

5-1にお戻りいただきまして、次に、「2. 事業の充実等について」の項をご覧ください。国民年金保険料収納事業の充実を図るため、年金機構は、これまでの事業の実績を

検証し、いろいろと改善の御努力をしてくださっております。今回の実施要項（案）は、それらが組み込まれたものになっております。小委員会としては、新たに追加された規定が、競争性を阻害したり、事業者に対して過度の負担を強いることになっていないかの観点から検討をいたしました。

①として、これは新しい試みなのですが、事業者の業務実績がよければ、双方協議により契約期間を1年延長することができるという定めが加えられております。年金機構としては、成績優秀な事業者のノウハウを継続的に収納事業に生かすとともに、事業者の目標達成の意欲を向上させることができるのではないかと考えて、この新たな規定を追加されています。資料5-2の実施要項（案）6ページをご覧ください。延長の手続としては、（2）に記載されているのですが、「契約期間」の項の（ア）から（ウ）の条件の定めがあって、これらを満たした上、双方が協議して延長に合意することが要件になっております。

小委員会では、そもそも国民年金保険料収納事業は難しい事業であることから、契約期間の延長が望まれるような事業者がいなければ意味のない条項になるのではないかと考えて、年金機構に確認しましたところ、実は、成績優秀な事業者があらわれる可能性があることと年金機構が認識していることを確認することができました。小委員会としては、このような契約期間延長について、新しい試みがよい効果を生むとよいと期待しております。公サ法上の手続としては、契約期間の延長は契約変更の手続に該当しますので、1年間優秀な事業者と契約延長をする場合には、監理委員会で審議する必要があることを確認し、年金機構にも御理解いただいております。

②としては、こちらも新しい試みですが、委託費の増減額措置についての考え方の改定を年金機構は行っております。これまでは、未達成の場合には、未達成の割合に応じて委託費を比例的に減額するという減額方式がとられていましたが、今回の実施要項（案）では、未達成の場合に限ってですが、階段状に減額していく方針に変更されています。例えば、達成率98%以上100%未満の場合には一律2%の減額をし、達成率96~98%未満の場合には一律4%の減額をするというような、階段状の減額方式にするというものです。年金機構に改定理由を確認したところ、収納事業の達成率がうまくいかなかった場合に、委託費の減額率もそれにストレートに比例してどんどん減額されていくような方式にすると、どうも、事業者のやる気がどんどん失われる傾向にあるのではないかと判断されているようでした。新しい試みである階段状の減額方式にすることによりどういう効果を期待されているかといいますと、達成率が下がったとしても、一定程度達成率が下がらないと委託費の減額割合が変わらないことから、事業者としては、気持ちを持ち直して回復の努力をしてもらいやすいのではないかと年金機構は判断されているようでした。小委員会としては、この減額方式が事業者に厳しく効果を及ぼすのではなく、事業者の能力をより促す方向に意図に基づくものと確認して、妥当な内容であると判断いたしました。

③としては、次期の事業の次の事業者を決定する際の話になりますが、入札が不落にな

った場合に、事業継続性の確保という観点から、事業の空白期間が生じないように、再度、公告・入札による落札者が新たな事業を開始するまでの期間について、これは最長6か月と想定されておりますが、双方が協議して合意の上、現行の契約を延長する旨の定めを新たに追加しております。

なお、この場合にも、公サ法上は、契約期間の延長ということで、契約変更の手續に該当しますので、監理委員会で審議する必要がございます。小委員会としては、契約延長の条件を明確に記載すること、及び、事業の空白期間が生じないように、そのような場合には、速やかに事業者と年金機構が協議を始めることを提案し、その旨の修正をしていただいております。

この実施要項（案）にはパブリックコメントが寄せられておりますが、それらに基づき曖昧な文言のみ修正しております。

以上が、「国民年金保険料収納事業」の実施要項（案）についての審議の報告です。この点について審議のほどをお願いいたします。

次に、資料6-1をご覧ください。「放射性廃棄物重要基礎技術研究調査」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、民間競争入札を実施することとされております。この事業についての実施要項（案）を入札監理小委員会において審議しましたので、その結果を報告いたします。

まず、事業の概要を御説明いたします。参考資料としてお手元がございます「放射性廃棄物重要基礎技術研究調査の概要」と題する横長の書面をご覧ください。この事業の目的は、高レベル放射性廃棄物の地層処分を中心とした先進的な研究開発を実施することを目的としています。ただ、事業の内容としては、技術をストレートに要求するものではございません。右側の四角の枠内の「受託者の業務」と書いてあるところの下の5項目に記載されておりますとおり、そのような研究テーマを選考・選定する選考委員会や研究報告書を検討する検討委員会の委員を選定することを、資源エネルギー庁と調整・相談の上、行うこと。さらに、選定した研究テーマについて、研究実施者を公募すること。研究実施者の決定のために、選考委員会を実施したり、研究実施者が作成した報告を検討するための検討委員会を実施するという会議業務、さらには、研究開発の進捗管理をしたり、報告の取りまとめを行うことが内容となっております。

資料6-1にお戻りください。小委員会では、大きく1. から3. の3つの点に審議がされました。本業務は、これまで公益財団法人の1者応札が継続していますことから、まず、1. の業務内容においては、競争性確保の観点から、民間事業者の新規参入が可能となるように、事業内容等について情報を充実させるべきという観点から審議がされました。この結果、研究報告書を検討する検討委員会の運営業務については、対象となる各委員会の開催予定回数を記載すること等により、業務量を把握しやすくするような修正が加えられております。

2. として、落札者を決定するための評価の基準については、業務の質の維持・向上も

重要ですが、本業務が過去1者応札が続いていることから、複数応札者が見込まれるような評価項目になっているか、過度の審査項目が設定されていないかの点から検討がなされました。原案では、事業者の組織だけでなく、実際、このような会議業務を行う事業従事予定者個人についても、本業務の内容に関する専門知識・ノウハウや類似実績が要求されていたのですが、そのような専門知識・ノウハウや類似実績は組織自体が持っていれば足りるとの判断から、個人についてのそのような条件は審査項目から削除していただいております。

3. としては、従来の実施状況に関する情報の開示ですが、本件もやはり1者応札が続いていることから、事業者が実施経費、業務量等を把握できる内容になっているかの観点から検討が行われました。その結果、各経費内容について、具体的な説明を注釈として追加していただくこと。研究実施者となる大学等へ過去どのような依頼をしたのかの実績のサンプルについて、参考資料として添付していただくという修正を加えていただきました。

4. に記載のとおり、この実施要項（案）についてパブリックコメントが寄せられておりますが、内容を修正するコメントではございませんでした。

以上が、「放射性廃棄物重要基礎技術研究調査」の実施要項（案）についての審議の報告でございます。御審議のほどお願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

御報告いただきました6件ですが、何か御意見はございますか。

「異存がない」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、「異存がない」ということなので、公共サービス改革法第14条第5項の規定により「付議」されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

続きまして、事業の評価（案）について御審議いただきたいと思っております。

事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「国営公園運営維持管理業務」の事業の評価（案）について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○金子参事官 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をいたします。

対象となっております「ロ号国営公園運営維持管理業務」ですけれども、事業の概要については、資料7-2、横長のパワーポイントを1枚めくっていただいて、1枚目をご覧ください。

このロ号公園は、国家的な記念事業等として設置されている公園でございます。地図の中で名称が赤く囲ってございます5か所が今回の対象の業務となっております。これらの公園について、施設や植栽等の管理を行ったり、あるいは、行事や催事の企画や運営

を行ったりというのが対象の業務の内容でございます。

評価（案）については、5か所の対象事業を同様の実施要項に基づいて行っているということでございますので、資料7-1という横長の表の形で概要をまとめさせていただいております。この資料に基づいて、評価の中身を御説明いたします。

まず、2つ目の段の「入札参加者数」ですけれども、真ん中の飛鳥歴史公園については、残念ながら、1者応札でございましたが、残りの公園については、複数応札が達成できているということでございます。

1つ飛ばしまして、「実施状況に関する評価」でございます。いわゆる質の評価ですが、これらの事業については、例えば、利用者数とか、利用者へのアンケートに基づきます満足度とか、そういった項目について数値目標を定めまして、それらの達成を求めたというものでございます。

内容については、真ん中の飛鳥歴史公園は、例えば、公園の利用者数については、直近の平成20年度～22年度の3か年の実績平均値で目標を設定しておりましたところ、その目標の対象期間の中に、平城遷都1300年の記念事業といった特殊要因が含まれていて、目標がそのために高振れていたということでございます。そのため、一部目標が達成できなかったところがあったという報告がございました。

その左、昭和記念公園についても、四半期ごとに見たときに、一部目標を下回っている四半期があったということですが、その内容を見てみますと、例えば、台風による臨時休園で、その分入園者数が減ってしまったりとか、あるいは、天候不順によって開花が遅れたことによって満足度が下がったといった、事業者の責めによらないような事情が見られたということでございますので、これらを勘案しますと、総じて見ると、質の目標も達成できているという評価でございます。

また、1段飛ばしまして、経費の削減状況でございます。書いてございますのが、削減額と削減率ですが、5つの公園については、いずれも経費の削減が達成されてございます。

これらの実施状況から、実施省庁さんからは、次期事業については、新プロセスに移行した上で実施をしたいということで申請が上がってございましたけれども、新プロセスに移行しても差し支えない程度に良好な成績を今期はおさめていると判断をしております。

7-1の裏面に、今回良好な成績ではあったのですけれども、さらなる改善を図りたいということで、国交省さんから御説明があった内容がまとめてございます。新プロセスに移行いたしますと、監理委員会での実施要項の審議が省略されることとなりますので、あらかじめその内容を諮っているということでございますけれども、例えば、応札者等の意見を踏まえますと、より長い実施期間のほうが望ましいという意見もあるということで、現行の3か年から4か年に延長するとか、あるいは、ゴールデンウィーク期にお客さんが多いということですので、その直前に引継期間があるのが望ましくないということで、業務の対象期間を見直したりとか、あとは、業務評定を導入することによって、より着実な質の目標の達成を促していくでありますとか、最後の「業務内容」で、業務責任者の兼務

を認めると書いてございますけれども、これは、具体的には、先ほど、1者の応札しかなかったという飛鳥歴史公園の応札を考えられていた事業者さんに意見を聴きましたところ、必要な人員の確保等でちょっと難があったという意見もあったということでございまして、比較的小規模な公園においては、業務責任者を兼務することも認めて、必要な人員の確保を容易にするという改善をしてはどうかということでございまして、これらについても、適正ではないかと小委では御議論をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業の評価（案）について、御意見はございますか。御発言いただけたらと思います。

よろしいですか。監理委員会として「異存はない」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。それでは、監理委員会としては「異存はない」ということとしたいと思います。

続きまして、「国民年金保険料収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置」について御報告いただきたいと思います。

本件について、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いましたので、尾花主査から御報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○尾花委員 今回御報告いたしますのは、資料8「国民年金保険料収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置について（通知）」と題する日本年金機構から監理委員会宛ての書面でございます。

これは、年金機構が受託事業者に対して、公サ法27条に基づき業務改善の指示を行った旨を、法に従い、監理委員会に通知するものでございます。過去、免除申請を無断で行ってしまった案件等もございまして、ちょっと事案を整理するために、過去の経緯を説明させていただきます。参考資料と題する書面をご覧ください。本件については2度監理委員会の審議対象となっておりますが、時期もたっておりますので、簡単にこれまでの経緯を説明いたします。

国民年金保険料収納事業は、その一部を株式会社アイ・シー・アール（ICR）が受託しております。ICRが受託した業務のうち問題となりましたのは、滞納者に対して、訪問または電話による国民年金の納付督促をし、これを年金機構に報告するというものですが、この報告について、不正事蹟の存在する可能性が平成25年9月、内部告発により日本年金機構の知るところとなりました。これに伴い、公サ法に基づく一連の手續が昨年より行われております。

まず、平成25年11月28日には、年金機構が公サ法26条に基づき、不正事蹟があったとされる期間の訪問督促・電話督促の事蹟、従前の日本年金機構への報告と相違があった場合には、その原因についてICRに報告を求めました。このように報告を指示した場合には、監

理委員会にその旨を通知することになっておりますことから、その報告指示をした旨が、平成25年12月20日の監理委員会に通知されて、当委員会で審議がされております。

ICRは、日本年金機構からの報告指示を受け、自らと利害関係のない外部有識者3名をして調査を行い、その結果を年末となります平成25年12月27日に、調査報告書として年金機構に提出しておりますが、この調査報告書では、不正事蹟に係る根拠の解明が不十分であったことから、年金機構は追加の報告をICRに対して求めて、ICRは平成26年1月20日に追加報告を提出しております。

これらの2回の報告書では、熊本業務センターにおいて、訪問督励件数の約0.5%、電話督励件数の約2.6%の不適切な報告が行われていることが確認されたこと、及び、その原因は、熊本業務センターの管理者が自らの事実上の権限を高め、維持するために、督励件数の水増しを行って計画件数を達成しようとしたことなどが原因であることが記載されておりました。これらの報告書については、平成26年2月21日の書面審議による監理委員会にも報告され、確認をいただいております。

日本年金機構は、これらの2回の報告書を詳細に分析し、さらには、ICRに対してもインタビュー等問合せをした上、平成26年4月7日に、公サ法27条に基づいて、ICRに対して、これらの不正な業務が発生することないように業務改善の指示を行いました。また、このような業務改善の指示をした場合には、監理委員会に通知することになっており、この資料8は、その通知の書面でございます。

資料8をご覧ください。

この書面では、2.においては、指示した業務改善の内容が記載されており、裏面の3.においては、なぜ、そのような業務改善の指示を行ったのかの理由が記載されています。3.の「指示した理由」をご覧ください。これは、日本年金機構が今回の事件について認識したもしくは認定した内容を示すものです。まず、①②においては、一定時期において、訪問督励、電話督励において、ICRが日本年金機構に対して不正な報告をしてしまったということを認定しています。そして、その原因としては、②の段落の後ろの「上記の不適切な処理は、」から始まる段落に記載されていますが、要約いたしますと、熊本業務センターの管理者を含む一部の社員が、組織上の命令系統によらないで独断で行ったことが原因であり、このような独断での業務履行が行われる原因としては、その役職者の具体的な権限が明確化されておらず、そもそも管理体制が不十分な状態であったことが原因であり、さらには、一応存在していた管理体制もあったのですが、その運用が形骸化していたことが原因であると、日本年金機構は認識されております。

これらの認識に基づき、日本年金機構が行った業務改善の指示は、表面の2.に記載されておりますが、2.の「指示事項」をご覧ください。大きく3つの事項に分かれており、(1)では、「経営管理（ガバナンス）態勢の改善・強化」を求めています。その細目としては、①としては、今回の事件が発生したのは、経営上何がいけなかったのを明確にすることを求めています。②としては、適切な業務運営態勢を整備しなさいということを目指

示しています。③としては、内部監査態勢の構築を指示しています。

次に、(2)としては、規範意識の再構築を求めており、その細目としては、①として、内部通報制度等の早期に問題点を察知するための制度の構築を求め、②では、定期的な教育や研修の実施を求めています。

そして、裏面になりますが、(3)では、このような経営管理態勢の強化及び規範意識の再構築についての改善計画書を、平成26年5月7日までに年金機構に提出することを求め、以後、改善計画の実施状況について、毎月、報告を求めています。

以上が、日本年金機構がICRに求めた業務改善の指示について通知された内容でございます。よろしくお願いたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

今回は、追加調査報告に基づいて、業務改善指示を出したということでございます。機構からその報告があったということでございますが、何か御意見・御質問はございますか。

○小幡委員 この公サ法に基づく27条の指示ですが、この後といいますか、指示した後、万一、それでも不十分だということがあれば、どういう手続になるのですか。

○金子参事官 法に基づいて、今回、業務改善指示を出して、その履行状況の報告を求めることになっておりますけれども、それで、不十分だということになりますと、さらなる業務改善の指示を出すこともできますし、それで、どうしてもだめだということになりましたら、契約の解除等もできる規定がございます。

○小幡委員 指示に従わない場合、特段、罰則規定とかはなかったですか。

○金子参事官 指示に従わなかったときの罰則規定も設けてございます。

○小幡委員 ありますね。ありがとうございます。

○樫谷委員長 ほかに。清原委員どうぞ。

○清原委員 念のために伺います。ICRと年金機構さんのこの契約は、まだ継続して、業務も継続しているわけですが、その最終の期日はいつでございましょうか。つまり、平成26年度も、日本年金機構と株式会社アイ・シー・アールの契約は継続していて、この業務については実施されていると認識し、その上で、このような業務改善が指示されたということによろしいのでしょうか。

○事務局 事務局からお答えいたします。

先ほどの5番目の案件でありましたけれども、実施要項は、26年10月から新たに次期事業がありますが、本件については、26年9月までの事業の中で、こちらを受託しているということでございます。

○清原委員 そうしますと、平成26年9月末までの契約の間、このような適正かつ確実な実施を確保するための措置を指示したということが私どもに送られてきているわけですが、このことと、それから、これらの業務について私たちがこれから評価していくこととはどのような関係にあると考えたらよろしいのでしょうか。自主的に、日本年金機構さんが法に基づいてこのような措置をしたことの御報告はいただいたわけですが、私たちの官民競争

入札等監理委員会としては、このような事案に対して、まずはこの経過を見るということではよろしいのか、今後改めて、何らかの評価というか、そういうような責務があるかどうか、その点を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局 先ほどの実施要項の説明の中でもあったかと思いますが、本件の実施要項については、評価を既にしておりまして、その評価の中で、こういった不祥事もあったことから、新たな実施要項において、先ほども御説明があったのですけれども、管理体制を整えていただくことを、新たに実施要項に追加していただくというような対応をとっていただいております。そういったことを踏まえまして、今後の事業の実施に当たっていただければなというふうに考えておるところでございます。

○清原委員 繰り返して済みません。

この案件を基礎として、本日確認されました国民年金保険料収納事業の実施要項については改善が図られているので、よい方向で今後の契約関係はいくと思うのですが、その際、株式会社アイ・シー・アールは、改善ができれば、引き続き、入札する資格はあるというふうにも言えるのでしょうか。それとも、やはりこれがきちんと改善されない場合には、新たな入札の際には、資格が付与されないというか、そういうこともあるということで、これはそのプロセスの報告でしょうか。その点はいかがでしょうか。

○事務局 事務局から御回答いたします。

先ほどのこちらの指示の内容にもありますけれども、今後、改善の状況について報告をしていくことになっておりますので、こちらの対応次第ということにはなっておりますけれども、そういった中で、引き続き、改善状況が悪ければ、当然、先ほどもお話がありましたけれども、さらなる措置ということも検討されていくとは思いますが、そういった際には、当然、入札において何かしら対応がされることにはなろうかと思っておりますけれども、改善されていけば、引き続き、入札には参加していくことが可能なのかなというふうに考えております。

○清原委員 ありがとうございます。

○樫谷委員長 ほかにございますか。

ちょっと確認ですが、機構から業務改善に関する事項を指示しましたので、通知しますということで、こちらのほうに通知をいただいたと。そのときに、監理委員会としては、この通知した内容が、指示事項が調査に基づいてきちんとした対応をしているのかどうかという審議なのか、いただきましたということでもいいのかどうか。この辺は法の趣旨としては、どういうことなのでしょう。

○金子参事官 これは、先ほども申し上げましたように、法に基づく指示は、罰則で担保されているような非常に強い指示でございますので、それが適正に行われているかという観点から、事後的にはあっても、監理委員会でちゃんと確認すべきであろうという趣旨から、報告を受けているものでございます。

○樫谷委員長 そういう意味では、小委員会で相当議論をさせていただきまして、調査報

告書の閲覧もしていただきました。それとの指示との関係についても見ていただいたということでございますので、今、金子参事官がおっしゃったような趣旨であるということでよろしいですね。

○金子参事官 はい。

○小幡委員 ちなみに、指示というのは、件数として、今までにありましたか。ほとんどないですか。

○金子参事官 直近のもので申し上げますと、やはり国民年金の収納業務でございましたが、夏ぐらいに同様の報告をさせていただいております。

○小幡委員 そうすると、3件目ぐらいですか。それほどはないですね。

○金子参事官 余り多くないかとは思いますが。

○小幡委員 通常、契約で委託していると、契約の話なので、このように罰則がかかる形のいわゆる指示というのはないので、これは公サ法独特のものですね。

○金子参事官 そう思います。

○樫谷委員長 先ほど清原委員がおっしゃったところで、ちょっと気になっているのは、改善されなかったとしますね、そうすると、改善が完全ではなかったら別ですけれども、必ずしも十分ではなかったというようなときには、次の入札の参加資格はあることはあるのですか。

○金子参事官 先ほど、今後の状況次第ということを上申したのですけれども、場合によっては、年金機構さんのほうで、例えば、入札の参加資格を停止するような措置をとられたりといったことを考えられたときには、その期間は当然応札できないということになりますので、だから、あくまでも今後の状況次第だと思います。

○樫谷委員長 参加資格を停止する措置は、それは正式な措置、何か法的にはできるようになっているのですか。

○金子参事官 これは、公サ法に基づくものというよりも、あくまでも年金機構さんのルールということかと思えます。

○館事務局長 本件につきましては、評価と次の実施要項の関係は大変重要なことかと思っております。ただいま、尾花委員から御説明がありましたように、入札監理小委員会での御審議いただきました実施要項の中に、14ページの「受託者選定に関する事項」で、参加資格等の規定がございまして、この中に、例えば(1)の「民間競争入札に参加する者に必要な参加資格」で、以下のような要件を設けておりました。この中で、日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年参加資格停止措置がございまして、こういうものに該当するかどうかというのは、今後の達成状況によるということでございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御説明いただきました内容について、御了承をいただいたというこ

とよろしいでしょうか。

(「了承」)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、監理委員会として了承することといたします。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席願います。

(傍聴者退席)